

公文書部分公開決定通知書

河第 397 号
平成22年11月18日

近藤 ゆり子 様

岐阜県知事 古田 肇 印

平成22年10月27日付けで公開請求のあった公文書について、岐阜県情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので、通知します。

<p>公開を請求された公文書の件名又は内容</p>	<p>内ヶ谷ダムの治水（洪水対策）効果に関する資料 (1)内ヶ谷ダムの「目的」に「～水害を防除する」について ☆どの場所の水害を防除するのか ☆どういう「効果」があるのか 根拠資料（データ、計算式、計算に用いた係数等） (2)河川法16条の2第4項の関係住民に知らしめた資料について （直近の河川整備計画策定時以外にもあれば、それも） [特定した公文書] ①平成15年度 内ヶ谷治水ダム建設事業 河川整備計画資料作成業務報告書 ②長良川地域検討会（岐阜地区）会議資料 ③長良川（関市）地域検討会、長良川（美濃市）地域検討会 会議資料 ④第二回長良川地域検討会（岐阜地区）会議資料 ⑤長良川第2回地域検討会（関市、美濃市）会議資料 ⑥長良川河川整備計画地域検討会 会議資料 ⑦長良川圏域河川整備計画地域検討会【関市】【美濃市】 会議資料 ⑧第1回長良川圏域河川整備計画郡上地域検討会 ⑨長良川上流部流域・河川の紹介、平成11年9月15日台風16号洪水 ⑩第2回「21世紀の長良川に対する意見を聞く会」 会議資料</p>
<p>公文書の公開の日時</p>	<p>公文書の写しの供与に要する費用の納入確認後送付します。</p>
<p>公文書の公開の場所</p>	<p>—</p>
<p>公文書の公開をしない部分及び理由</p>	<p>（公文書の公開をしない部分1） 検討会構成員（団体の代表者等を除く。）の氏名、出席の状況及び自署（理由） 岐阜県情報公開条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため （公文書の公開をしない部分2） 希少種に関する情報（名称、図面等） （理由） 岐阜県情報公開条例第6条第6号に該当 希少野生動植物種等の生息場所が特定できる情報であって、公開することにより当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>※上記理由がなくなる日</p>	<p>—</p>
<p>担当課（所）</p>	<p>県土整備部河川課河川整備担当 安村 宏 電話番号 058-272-1111 (内線3733)</p>
<p>備考</p>	<p>対象公文書のうち、公開請求のあった情報が記載された頁に限って公開します。</p>

（教示）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定